

図) 周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等に関する手続きの流れ

土木工事等の計画（※計画されたらすぐに）

周知の埋蔵文化財包蔵地内かどうかを照会する（【1】を参照）

一宮市地域ポータルサイト・一宮市遺跡分布図・FAX（0586-46-3216）による照会

範囲内の場合（【2】を参照）

工事着手60日前までに届出を行う義務があります。

一宮市博物館へご連絡ください。

届出に対する指示

届出からおよそ2か月以内に届出に対する指示が郵送されますので、各指示に従ってください。

範囲外ではあるものの、下記のいずれかに当てはまる場合

- 遺跡に近接
- 江戸集落推定地
- 掘削面積が1,000m²以上

届出等は不要ですが、工事の立会をお願いする場合がありますため、一宮市博物館へご連絡ください。

範囲外の場合

事前の届出等の手続きは不要です。

工事中に新たに埋蔵文化財を発見した場合（【4】を参照）

「遺跡発見の届出・通知」が必要ですので、ただちに作業を休止し、一宮市博物館へご連絡ください。

連絡先 一宮市博物館

Tel. 0586-46-3215 FAX 0586-46-3216

URL <http://www.icm-jp.com/>

〒491-0922 愛知県一宮市大和町妙興寺2390

※月曜日及び祝日の翌日は休館日です